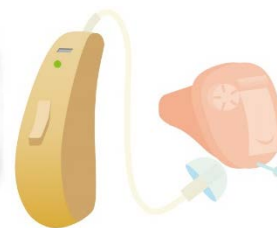


購入

補聴器



補装具の購入費用の9割を助成します。(申請者と配偶者が共に非課税であれば10割助成します)

補装具名		対象者	耐用年数
高度難聴用	ポケット型 耳かけ型	聴力レベルが90dB未満の方。	5年
重度難聴用	ポケット型 耳かけ型	聴力レベルが90dB以上の方。	
耳あな型	レディメイド	ポケット型及び耳かけ型補聴器の使用が困難で、判定において真に必要な方。 (例)・耳介の変形や皮膚炎症のため耳かけ型を使用できない。 ・職業上(土木・建築関係の仕事等)ヘルメットやヘッドフォンを使用する。耳かけ型では作業に支障を来すなどの明確な理由がある。	
	オーダーメイド	障がいの状況や耳の形状等、レディメイドでは対応不可な方に限る。外見上の理由のみを掲げることは不可。	
骨導型	ポケット型	伝音性難聴者で耳漏れが激しい方または外耳閉鎖症等を有する方で、かつ、既製の耳栓またはイヤーマールドの使用が困難な方。	
	眼鏡型	①職業上、教育上、社会活動上必要な方。 ②眼鏡使用の方。	

個数について

原則1個が支給対象です。

※職業上または学校教育上、判定において真に必要と認められる場合は2個目の支給が可能です。

(例)・学校教育上必要とされる場合。

- ・工事現場、車輛運転手など片耳装用では危険を伴う可能性がある等、両耳装用が必要と判断される場合。
- ・既に2個目が支給されている方で、使用状況に変化がなく再度支給する場合。

差額自己負担購入

基本構造が同一の範囲内の補聴器のみ、差額自己負担での購入は差し支えありません。

(例)・高度難聴用耳掛け型の判定となった方が、差額自己負担で高度難聴用耳あな型を購入。この場合、判定はあくまで耳掛け型なので、助成対象は耳掛け型に関する部品のみです。

申請時に必要な物

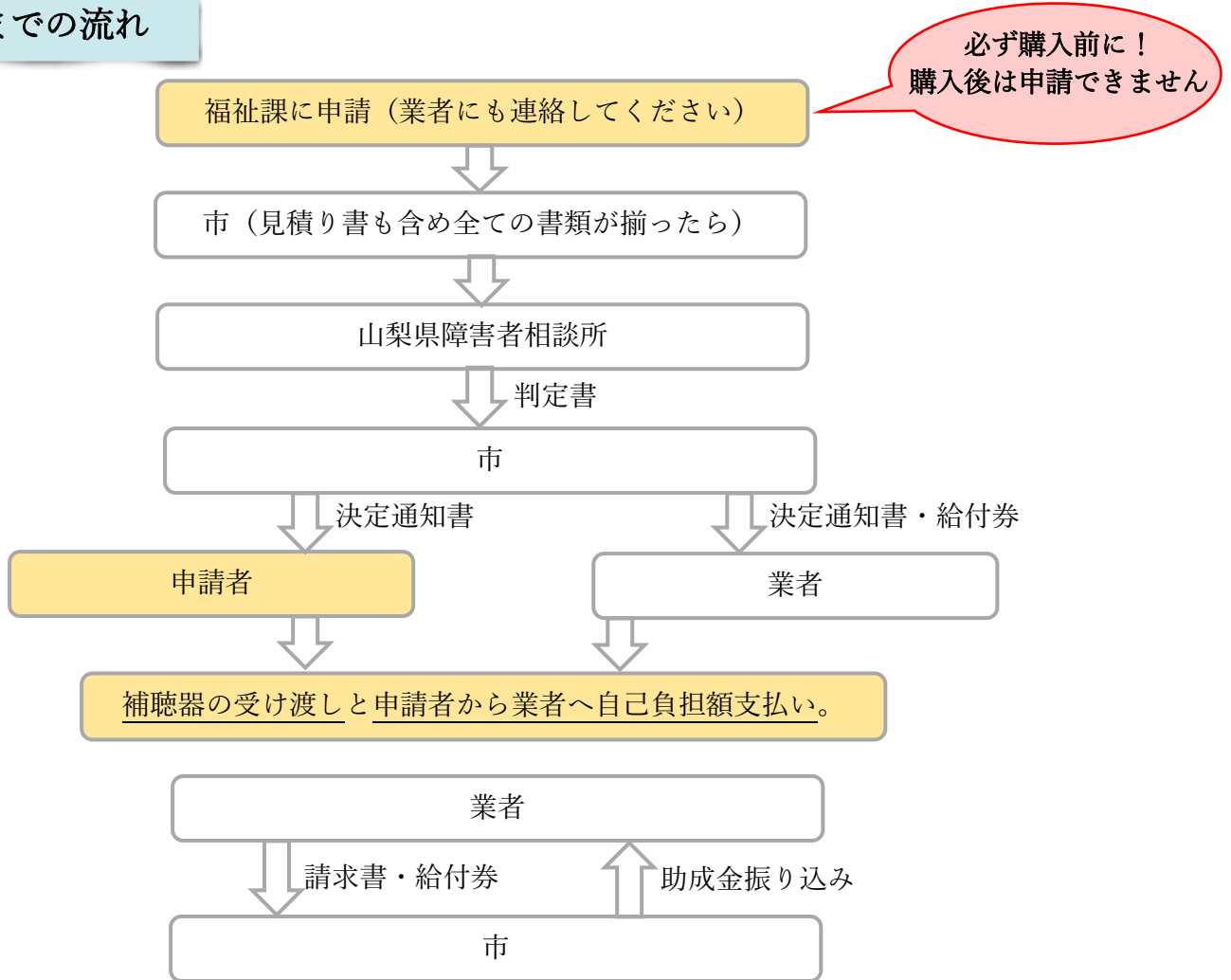
- ・身体障害者手帳
- ・補装具費支給意見書（15条指定医に記入してもらってください）
- ・業者からの見積り書（業者から直接、福祉課に郵送いただいても構いません）

※申請時に障害に至った経緯や体の状況、現在お使いの補装具の状況を聞き取らせていただきます。

申請場所

いきいきプラザ都留内 福祉課 障がい者支援担当 ☎0554-46-5112 平日 8:30~17:15

支給までの流れ



その他 注意事項

- ・基準額の1割（非課税の場合は0円）＋各用品の基準額を超えた場合その金額を業者に支払う。
- ・耐用年数の間は基本的に同じ補装具の購入はできませんが、破損し、修理不可の場合はその限りではない。
- ・購入した補装具の修理は期間・回数問わず申請でき、修理費用は1割（非課税の場合0円）＋オーバー分。
修理の際は障害者相談所の書類判定がないため、医師による意見書は不要。
- ・65歳以上の方でレディメイド車いす・歩行器・歩行補助つえ希望の方は介護保険のレンタル優先。
- ・本人と配偶者いずれかの所得割額が46万円以上の場合には助成対象外。
- ・基準額の1割の自己負担額には月額の上限があり、37,200円。（基準日は決定通知書に記載された支給決定年月日の月。障害福祉サービス費との合算。）